

田村智子の国会報告

第9号

市民と野党の共同の

更なる発展へ



参議院選挙でのご支援、ありがとうございました。私は二期目の当選を果たし、東京選挙区の山添拓さんをはじめ、三十代の新人を三名迎え入れることができました。予算委員会、憲法審査会はともに三議席となり、憲法・安保法制をめぐる論戦、くらしの要求実現へ、党議員団一丸となつて奮闘いたします。

八月一日の初登院では、一人区を勝ち抜いた議員を私たちが熱烈に迎え、心通わせる場面が何度もありました。また都知事選挙では、私自身も他党の女性議員に声をかけて、鳥越俊太郎さんを応援する女性大宣伝を実現するなど、やったことのない選挙戦を経験しました。こうした経験を活かして、市民と野党の共同がさらに発展するようにがんばります。

私は内閣委員会と決算委員会を担当することとなりました。安倍内閣の特命大臣との対決とともに、子どもの貧困対策等、これまで取り組んできた課題に引き続き尽力いたします。選挙前の通常国会では、保育所持機児童問題、学費・奨学金問題など、テレビ中継の入った国会質問が大きな反響をよびました。質問後の政府の動きも合わせて「国会報告」としてお知らせいたします。

日本共産党
参議院議員

田村智子



ネット番組「智子の部屋」も再開(6/14)



初当選議員3人とともに初登院(8/1)



長崎原爆平和祈念式典、党を代表して献花



東京都知事選挙の最終盤の女性の街宣にて(7/29)

「保育園落ちた」の声に心寄せて

3月14日の予算委員会で、一層深刻になっていく保育所の待機児童問題を取り上げました。

これだけ大問題になっているにもかかわらず政府は保育所に入れない件数を把握していません。私は、東京都議団と共同で都内全自治体にアンケート調査をおこない、都内だけで2万人を超える「保育難民」が生まれていること明らかにしました。その上で、安倍首相に対して「非常事態という認識で緊急対策を実施すべきだ」と求め、

(1)公共施設を活用して自治体の責務で緊急の保育を実施する
(2)公立保育所の分園設置や改修に緊急の財政支援を行う
(3)企業による雇止めや解雇の防止を提案しました。

首相は、「指摘のあった、さまざまなアイデアについては研究していきたい」と答えました。昨年、川崎市で保育所に申し込んで入れなかった数が二千人

を超えるのに待機児童は0となっていることを指摘。やむなく育休延長や退職すれば待機児童にもならないなどの実態を示し、数字のごまかしをやめて、保育所増設を求めました。

※その後、保育所に申し込んで入れない者の数などを政府は明らかにしました。

また、保育士不足の要因である待遇について、EU（欧州連合）では国内総生産比1%を保育・幼児教育へあてることを目指



3月19日 予算委員会にて

標とし、ほとんどの国が小学校教諭と同等の給料としていることを示し、「すべての子どもの福祉のために大幅な予算増を行うべきだ」と強調しました。

保育の規制緩和は許さない

待機児童とされた保護者もどんな施設でも子どもを預けられれば良いと思っているわけではありません。保護者の願いは、安心して預けられる質の確保された認可保育所への入所です。

ところが政府が待機児童対策として打ち出したのは、認可保育所の保育士配置基準の引き下げと施設基準を後退させた企業主導型保育の創設でした。

3月31日の内閣委員会で企業主導型保育では、保育士資格を持つ職員が全体の半数でよいとされており「これまでは定員20人以上の施設では、全て保育士とされてきた。今回、これを大幅に後退させ、施設基準は努力義務。これでは保育の質は確保できない」と追及しました。

また5月10日の決算委員会で保育士不足を理由に認可保育所の保育士配置を最大1/3は無資格者で良いとする最低基準の引き下げを追及しました。

厚生労働省の調査でも保育中の死亡事故の圧倒的多数は保育士の配置基準が認可保育所より低い認可外保育施設で発生しており、うつぶせ寝による事故もくりかえされています。保育士配置基準の引き下げは、子どもの命の危険に直結します。

今回の規制緩和は、歴代政権が手をつけなかった保育所の保育士配置基準を永続的に引き下げるといふもので、まさに一線を越えるもので、許せません。



3月5日 保育所落ちたの私だ国会前スタンディングに参加

お金を理由に進学をあきらめなくてもいい社会に

日本は国際的に見て大学の授業料が非常に高いにもかかわらず、奨学金などの学生への支援が非常に低い国です（OECD調査）。そのため、低所得層・貧困層は高等教育から経済的に排除され、進学してもアルバイトで学業もままならず、卒業しても多額の借金の返済に苦しんでいます。

1月21日の決算委員会が高い学費の引き下げと給付制奨学金の創設を求めました。

子どもを持つ世帯の収入は1996年の783万円をピークに2013年には696万円まで下がっています。にもかかわらず、国公立、私立ともに大学の学費が上昇を続けました。その結果、低所得層とそれ以外の階層の大学進学率には大きな格差があります。

経済的な理由で大学進学をあきらめた母子世帯の高校生や、奨学金を借りて進学しても1日

8時間も働かなくてはならない大学生、また貸与型の奨学金によつて多額の借金を抱える学生が年々、増加している実態などを示し、学費の引き下げと給付型奨学金に今すぐふみ出すべきと厳しく迫りました。

安倍首相は「財源の確保、対象者の選定など導入するにはさらに検討が必要だ」との答弁に終始しました。

しかし、その後、政府・与党内でも給付制奨学金の必要性を認めざるを得なくなり制度創設の検討を進めています。

実態に見合った就学援助に

低所得者世帯の小中学生を支援する就学援助制度は、就学に必要な費用を十分まかなうものとなっていないことを、5月24日の文教科学委員会で、取り上げました。

国の就学援助の単価表では、「新入学用品費」として、小学

校入学は2万470円、中学校入学は2万3550円となつていますが、ランドセルは平均で9万円、中学校の制服などは7万円を越える学校が多いのが実態です。このことを指摘し、「『義務教育は無償』というにふさわしい抜本的な見直しが必要」と迫りました。馳文科相は「乖離があると認めざるを得ない。実態を調べて改善策を考える必要がある」と答えました。また、就学援助が必要な時期

に支給されないため生活苦となり多重債務状態に陥った事例を取り上げ、入学準備金の立て替えをしなくて済むよう就学援助を入学前の2〜3月に支給するよう求めました。

医科歯科連携や在宅歯科診療を阻む診療報酬を改善

昨年5月25日の決算委員会、訪問歯科診療や入院時の口腔ケアに対する歯科診療報酬を実態に見合つて引き上げるよう改善を求め、一部が実現しました。

患者さんの利便を考えて夫婦と一緒に訪問歯科診療をしようとする夫婦どちらかだけを診療するより点数が低くなり、在宅歯科診療の普及を妨げる一因となっています。また入院中の

患者さんに対する口腔管理／ケアが肺炎を抑制するとのエビデンスがありながら1回までしか認められていないことを指摘し、実態に見合つた引き上げや内科的疾患への拡大を求めました。

今回の診療報酬改定で同一建物減算ルールは残つたもの指摘した夫婦を訪問した場合の点数が1人より低くなる問題は是正されました。また手術前後や入院時の口腔ケアや特別な関係にある医療機関への訪問歯科診療の点数改善につながりました。

国会論戦ハイライト

●教職員の異常な勤務実態を示し、部活動のあり方検証を求め、文科省が指針作りへ

3月10日、文教科科学委員会では教職員の過重労働の一因である部活動のあり方を検証すべきだと求めました。

愛知県の教職員組合の調査によると名古屋市のある中学校では、運動部の担当教員のほとんどが月100時間を超える残業をしており、1カ月間休みなしの教員もいます。文科省の委託調査報告（1996年）で中学では週二日の休みが必要などとしていることについて、スポーツ庁の高橋次長は「現在も望ましい考え方だ」と答弁。馳文科相も「見直しの必要性はある」と認めました。

文科省は4月に教職員の業務負担軽減策を考える省内会議を設置し、特に部活動に焦点をあてて検討をすすめています。来年度の早い時期に部活動の実態を調査し、ガイドラインをつく

るとしています。

この質問には、さまざまな意見が寄せられました。夫が教員、子どもが生まれたばかりという女性からは「このままでは夫が過労死する」と悲痛な訴えもありました。

スポーツ障害、燃え尽き症候群など、子どもにとつても勝利至上主義的な部活動は悪影響を与えています。文科省の取り組みとともに、それぞれの学校で、子どもの成長を主眼に部活動のあり方について話し合うことも求められています。

●熊本大分地震の被災者支援、国に、自宅全半壊の被災者らに医療費窓口負担の免除、生徒への学業支援を求める

4月21日の厚生労働委員会で、熊本地震で自宅が全・半壊した被災者に対し、国の負担で窓口負担を猶予・免除する事務連絡を市町村に出すよう求めました。同省は市町村の判断で医療費窓口徴収猶予や減免ができることを通知を15日に出したものの、

どういった場合に対象となるか等の基準を示さず、ある医師会が一部負担金徴収を求める文書を出す事態が起きていました。

「東日本大震災では震災4日後に事務連絡が出されたのに遅すぎる、今日中に出すべき」と求めました。塩崎恭久厚労相が「今日出るようにしたい」と答弁。同日、厚生労働省は事務連絡を出しました。

また、4月28日の文教科科学委員会で、熊本地震で被災した生徒に対し、高校等就学支援金等について柔軟に対応するよう求めました。さらに、家屋倒壊など災害時の資産の減少にも対応した措置をとるよう求めました。

●奨学金を大学入学金に使えるように／生活保護世帯への国保料の滞納処分は執行停止すべき

4月28日の厚生労働委員会で生活保護を受けている母子世帯の事例をとりあげ高校生が受ける奨学金を大学入学金に充てることができない問題で、「大学・専門学校進学は7割を超える。

貧困の連鎖を断ち切り、教育を受ける権利を保障するうえでも見直しを」と迫りました。

塩崎厚労相は、「高校卒業後は就労すべきとの考えだ。どこまで収入認定から除外するかは今後、適切に検討していきたい」と答弁しました。

※7月に生活保護実施要領等が改訂され、奨学金を大学入学金に充てることが認められました。

また事例の母子世帯が以前住んでいた自治体での国保料滞納を理由に自宅差し押さえを受けていることを指摘して、地方税法は「滞納処分によって生活が著しく窮迫させるおそれがあるとき」は滞納処分の停止ができる「処分は停止させるべき」と求めました。

厚労省唐沢保険局長は、「現に生活保護を受給している人は、滞納処分を行うことにより生活を著しく窮迫させる恐れがあるときに該当すると考えられる。速やかに執行停止を行う必要が高い」と述べ、その趣旨を周知徹底すると述べました。